

5月9日（金）14時 大飯原発3・4号運転差し止め仮処分裁判の決定（判決）

★集合：13:50 大阪地裁正面玄関前 14:15：旗出し 15:00頃：司法クラブ会見
報告集会：15:40～17:00 大阪弁護士会館10階 1002号室

関電・原子力規制委員会に任せては、住民の安全は守れない 裁判所は独自の判断を。「運転してはならない」との決定を!

大阪地裁の不当判決（昨年4月16日）から1年。5月9日に大阪高裁抗告審の決定が出ます。高裁では、国の新規制基準のもとで安全性問題を争ってきました。関電は、下記の原告主張について、まったく反論していません。

大阪高裁は、地裁の不当判決を棄却し、大飯原発を運転してはならないとの正義の判断を示すべきです。

大飯原発の再稼働は年内は困難となっています。規制委員会は活断層の地表からの深さを浅く評価するよう求めました（関電が主張していた深さ4kmから3kmに）。そのため、耐震補強工事が必要となったからです。裁判所はこれを「公知の事実」として、「保全の必要性（差し止めの必要性）」が薄れたとして、訴えの中身について判断を示さず、「却下」とする可能性もあります。しかし、以下に示すように、住民の安全を守るためには司法の独自の判断が必要です。

3つの争点と、司法が独自の判断を示すべき理由

1. 基準地震動は過小評価・・・耐震安全性は崩壊

関電の地震動評価は、下記のように大幅に過小評価です。日本の地震の特性を反映した武村式で評価すれば、4.7倍もの地震動になります。

川内原発の基準地震動は九電独自の方式によるもので、武村式による場合の約半分。規制委員会はこれを認めて川内原発の評価を確定しました。大飯原発では、断層上端深さについては安全側の評価を求めています。武村式で評価することは求めています。だから、住民の安全を守るためには、司法が独自に判断すべきなのです。



原告	関電	規制委員会
<ul style="list-style-type: none">日本の地震特性を反映した武村式で評価すべき。関電評価の4.7倍。そうならば、制御棒挿入時間、格納容器等の耐震安全性は崩壊。	<ul style="list-style-type: none">津波の波源地震は武村式で評価。しかし基準地震動は入倉・三宅式。2連動（FoA-FoB）700ガル	<ul style="list-style-type: none">①関電の入倉・三宅式での評価追認。②3連動（FoA-FoB-熊川断層）③断層上端深さ3km <p>[関電は②③認める]</p>

2. 関電の重大事故対策は基準違反。規制委員会は追認。自ら基準を踏みにじっている 福島原発のような深刻な汚染水への対策・・・そもそも基準にない

次頁表のように、関電の重大事故対策は基準違反です。規制委員会はそれを追認し、基準で定めている対策・設備に関電に要求することさえしていません。自ら基準を踏みにじっています。

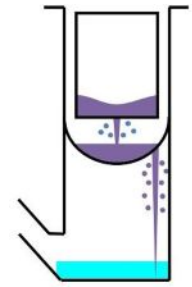
さらに、福島原発のような深刻な汚染水対策を基準に含めていません。「福島原発事故を繰り返さないために」と言いながら、原発が再稼働しても同様の汚染水問題は起きないともいえるのでしょうか。

だから、住民の安全を守るためには、司法が独自に判断すべきなのです。

おい原発止めよう裁判の会

連絡先：美浜の会気付け 大阪市北区西天満4-3-3 星光ビル3階 TEL:06-6367-6580 FAX:06-6367-6581 2014.5.7

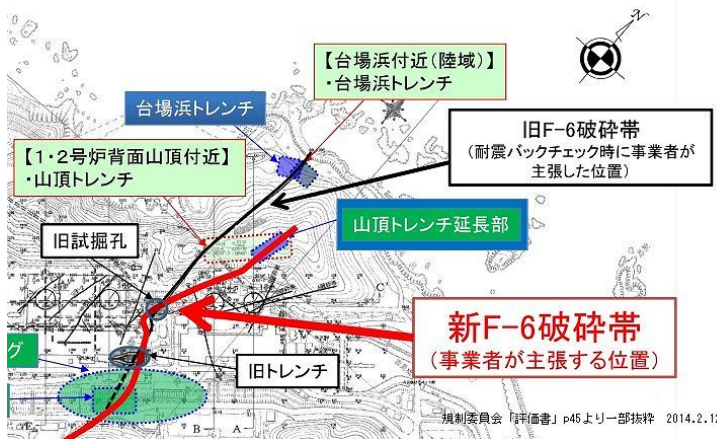
新 基 準	関 電	規制委員会
炉心溶融が始まれば原子炉圧力容器に注水	注水せず、全溶融炉心が落下するに任せる	関電追認
溶融炉心が落下し格納容器破損を防ぐ設備を要求	設備なし	関電追認
福島原発のような深刻な汚染水への対応なし	<ul style="list-style-type: none"> 汚染水対策なし 海への拡散抑制のためにシルトフェンス 	<ul style="list-style-type: none"> 関電追認 基準を策定せず



関電資料 3-2 より
2013. 10. 1
溶融燃料は全て落下させる

3. 重要施設の近傍にある台場浜の破碎帯・・・「活断層等」と判断しながら、安全性評価なし

敷地内破碎帯調査の先陣を切って始められた大飯原発の調査は、多くの市民や国会議員が注目する中で始まりました。その結果、敷地の北側に掘った台場浜トレンチで確認された破碎帯について、規制委員会は「将来活動する可能性のある活断層等」に該当すると結論を出しました。基準では、重要施設の直下でなくとも近傍に存在する場合も、安全性を確認するよう求めています。しかし規制委員会は安全性確認を一切していません。台場浜の「活断層等」がどこまで続いているのかさえ示していません（重要施設である非常用取水路は、台場浜まで約 210m。活断層が南に延びていけば約 36m）。



関電が示した「新F-6」破碎帯は、以前のF-6とは位置等が異なる別物となってしまう。これについて有識者から多くの批判が出され、「新F-6」の位置（連続性）については「評価書」でも疑義が記載されました。このような奇妙なことになった原因の一つには、トレンチを掘る位置・規模、ボーリングの位置等全て関電が決める調査のあり方、及び規制委員会がそれに追従していることです（当初は南側に長さ 300mのトレンチを掘るように求められたが、関電は70mしか掘らず等々）。そして「地面に針を

刺すような」ボーリング調査結果で「新F-6」という新たな破碎帯を作り上げたのです。これでは「将来活動する可能性のある活断層等ではない」とする関電・規制庁の判断を認めることはできません。

だから、住民の安全を守るためには、司法が独自に判断すべきなのです。

原 告	関 電	規制委員会
【台場浜の破碎帯】 <ul style="list-style-type: none"> 活断層。基準の「活断層等」に該当。 重要施設の近傍に位置するため基準に従って安全性確認必要 	<ul style="list-style-type: none"> 地すべり。基準の「活断層等」ではない （新基準では地すべりも「活断層等」に含まれることになったが認めず） 	<ul style="list-style-type: none"> 基準の「活断層等」に該当 どこまで続いているかも確認せず 安全性の評価せず
【旧F-6とは全く異なる新F-6】 関電の独断的調査結果による「新F-6」は認められない	「新F-6」は基準の「活断層等」ではない	「評価書」では「新F-6」の位置について疑義があることを明記。しかし、基準の「活断層等」ではない。